

厚生労働省行政事業レビュー 公開プロセス（第3日目）

⑩生活衛生営業指導費補助金

開催日：平成22年6月10日（木）

開催場所：厚生労働省専用第22会議室（18階）

出席者：熊谷コーディネーター、安念評価者、岩瀬評価者、飛松評価者、福嶋評価者、丸山評価者、吉田評価者、古座野評価者

説明者：（健康局）松岡生活衛生課長 他

○熊谷コーディネーター

それでは2つ目の事業になります。生活衛生営業指導費補助金について始めさせていただきます。ご説明を5分程度でお願いいたします。

○事業所管部局

健康局生活衛生課長でございます。生活衛生営業指導費補助金についてご説明させていただきます。行政事業レビューシートがございますが、お手元の10頁で全体像をご説明させていただきたいと思っております。まず、生活衛生関係営業とは何かということですが、これは飲食業や理容業など、国民生活に密着したサービスを提供するものでございまして、衛生的で安心できるサービスを提供するために、衛生規制のもとで活動しております。生衛業は、中小・零細企業が大部分でございまして、7割が従業者5人以下、内9割が個人経営といったようなところです。そういった状況ですので、振興と規制が一体となって経営の健全化を図ることが重要で、それと衛生水準の向上を併せて行っていくということがポイントでございます。

下の図にあるように、全国単位では全国にセンターがありますが、都道府県レベルで都道府県指導センターがありまして、生衛業の組合や保健所などと連携をとりながら支援、指導をしているところです。生衛業の施策の体系は、下にありますが、国から都道府県単位も含めて、その中で都道府県センターは全国センターからの支援を受けながら、生衛業の方に対する相談や指導に乗っているということです。また組合に対しても情報提供、支援などを行っているということです。このセンターは組合員だけではなくて、組合に入っていない方に対しても事業を行っているところです。

次は事業の概要です。都道府県指導センターの事業としては、下線部にあるように、生衛業について衛生施設の改善向上、経営の健全化等を図り、衛生水準の維持向上を図っていくということです。主な業務としては、相談指導の業務、生衛業に対する講習会・講演会などを行っております。こうした事業を行うために経営指導員が136名。各県に大体3名～4名いるわけですが、それに補助員が1名程度いるわけですが、このほかに専門的相談を行うための相談顧問がおります。各組合には、経営相談指導に当たる特別

相談員がおります。補助については、昭和 54 年の法改正で都道府県センターの行う業務について、経費の一部を国が補助するというので、2 分の 1 の補助を行っているということです。

現状については、13 頁、この補助金よりまして、生衛業者、組合に対する指導・相談を行っているということで、こういった生衛業にとって補助金という支援策は非常に重要なものです。昨今、都道府県の財政事情の悪化等から、財政措置を十分図ることが困難な都道府県がありまして、不用額が生ずる所が見られておりまして、平成 22 年度予算にも縮減を図っております。費用としては、国費で、人件費として 3 億 6,900 万円、全体で 4 億 7,200 万円。人件費は、経営相談員、経営指導員の人件費などが多いということです。そのほか活性化事業ということで、各事業の業種の特性、地域の実情に応じて活性化事業を行っており、これが 1,400 万円国費ベースで出ております。

一部の指導センターは活性化事業においては、組合にも委託を実施しているものがございまして、これは公衆浴場の関係の健康入浴推進事業、普及啓発を行うまちおこし推進事業と生衛業について啓発を行うものを行っているところがあります。

14 頁、少し都道府県センターのイメージが湧くようにということで、具体例として東京都の例を挙げさせていただいております。東京都におきましては、国庫補助事業として国費が 2,000 万円出ておりまして、人件費は 1,300 万円出ている状況です。このほか、都の場合、都の単独補助事業なども行われているということです。

具体的な中身については、営業相談ということで、営業者に対する経理・税務、衛生等の相談を行っているということで、東京都の場合は 972 件、経営指導員が行ったものが貸付の申請につながっているものを挙げておりますが、こういった形で新規開業などが多いということです。これは都の場合、非組合員の方がここに来ているといった状況が見られます。

生衛業の巡回指導や融資の相談など、特相員によるものも行っております。生衛業の振興として、活性化促進事業の具体的事業として、地域生活支援事業として、「補助犬同伴受入れ」「認知症サポーター」ということで、お店に来られる方は障害者や高齢者の方もいらっしゃいますので、そういった方への対応についての生衛業の講習会を行っております。健康入浴づくりということで、公衆浴場を活用していただくような機会を増やしていくということで、そういうことを行っております。

災害時においては、地域のお店は身近なお店ですので、住民の生活を下支えするということになりますので、そういったことでの事業も行っているところで、災害時の支援体制事業を行っております。

東京都の生衛業の統計としては、約 14 万事業所ありますが、生衛業組合に入っているのは約 4 万ということになっております。栃木県の場合も大体同じですが、栃木の場合は国庫補助事業が多くて、県の単独事業は少ないといった状況です。

続きまして、16 頁、現状、相談指導について少し詳細にご説明させていただきます。年間で生衛業の方が日本政策金融公庫で融資を受けたいという場合に、ここに相談に来られるということがございます。そういったものがいちばん多くて 46%で、年間で大体 4 万 6,000 件ございます。そのほかにも衛生の関係だけでも来られるといったものもございます。融資の相談の場合は衛生水準を確保した設備内容か、保健所の許可はどうす

るのかといったことなども併せて相談を行っております。生衛業についての貸付制度の周知もこのセンターで行っております。経済対策で貸付制度についての改善を図れますと、それについての説明会などを行ったりしております。また営業者からの意見を集約して、公庫の貸付制度の運用改善に役立てております。公庫の貸付については、平成 20 年度は 1 万 4,000 件、平成 21 年度は 1 万 2,000 件です。なかなかこのセンターで相談したのがどれだけ融資につながったかというのは、把握が難しいところがありますが、平成 20 年度で確実に把握しているものは 1,952 件、金額で 160 億円がそこを通過しているというものがあります。

情報提供として、都道府県や全国センターからの情報を広く生衛業者に情報提供を行っております。新型インフルエンザについてのパンフレットなどで周知をして、昨年においても生衛業としてしっかり対応をとっていただいております。

3 つ目の活性化促進事業については、生衛業というのは地域に密着した営業ですので、その地域社会との共存や福祉の増進など、社会的要請に応える形で生衛業の振興を図っていくことが重要で事業を実施しているということです。18 頁、具体的にはいくつか、まちおこし事業等々あります。名前はおうぎょうな感じがありますが、これは要は生衛業についての紹介をさせていただいて、商店街の活性化につなげるようなことをやっているものです。飲食店でのヘルシーメニュー提供等々、そういったようなことの講習会を行っております。

4 つ目の標準営業約款については、これは国庫補助の対象外事業ですが、19 頁、標準営業約款は提供する役務の内容等の適正化を図りということを行うということで、標準営業約款（S マーク）を、各やれる所から導入していただいているところです。都道府県センターでは登録業務を行っております。

20 頁の改革案については、昨年検討会を行いまして、都道府県センターについても分析を行いました。いろいろ問題点もありましたので、それを踏まえて対応していくということです。すでに不用額が出てきたものについては、これまで削減をしてきております。平成 19 年度と比べると 1.9 億円削減しております。平成 22 年度においては、各都道府県で必要性等々を勘案して、苦情処理の体制整備について行うことにしております。今後は執行状況とニーズを踏まえて、適宜改廃、追加などをしていく。情報提供の充実などをして、より効率的な事業についての見直しを行っていきたいと思っております。

21 頁の経営指導員について、いくつかお尋ねがございますので挙げております。経営指導員は都道府県庁の出身の方が多いのですが、通例、衛生関係を経験しております。そこに金融関係の方を組み合わせさせてやっております。

つきまして、何があるかということで、22 頁が事業所数の状況ということで挙げております。23 頁は、全国センターと都道府県センターのやる業務の比較ということで、都道府県センターでは実地の個別の相談を行っております。24 頁、全国センターの際にもいろいろお尋ねがありました。食中毒がどうなっているのかということですが、食中毒の発生件数を飲食店で見た場合には、近年は 0.05%で、大体落ち着いている状況です。かつてに比べると、死亡者数などは減ってきております。こういったことも都道府県センターなどの事業の 1 つとしてやっていることも役に立っているのではないかと思います。

す。

保健所の指導件数など、かつて処分などが多かったわけですが、それも減少をしてきております。25 頁、食中毒事件で、組合員でサンプルで見ましたところ、東京都の飲食店で確認できたのは 96 件ありましたが、組合員のものとして確認できたものは 2 件でしたので、比較的少なかった状況かと思えます。食中毒の状況については、近年いろいろなものが発生してきております。減ってきているものもあれば、増えてきているものもありますので、それに応じた衛生管理が必要になっている状況です。以上です。

○熊谷コーディネーター

それでは論点をお示しいたします。

○総括審議官

それでは 26 頁をご覧ください。補助金で主にやっているのは、経営指導、経営相談です。生衛業の衛生水準の確保自体は非常に重要なことだと思っておりますが、経営指導がそれにどういう関連があるかということも含めて、生衛業を特に取り出して経営指導の資金を作る必要があるかどうか、ということが 1 つあるのかなと思えます。経営指導、経営相談の中身を見ても、半分以上が融資になっております。経営指導員の体制におきましても、都道府県の OB 等が非常に多い。こういう体制とその相談、融資がメインである、衛生水準の確保ということで生衛業に特有な部分との関係の中で、いまのような補助金の出し方が適当かどうか、ということが 1 つあるのかなと。

もう 1 つは、活性化促進事業の話がありました。これについては、確かに使いにくいという検討会の報告もあり、一方でこれが必要だということであれば、もっと使いやすくというのが 1 つの論点であります。もう 1 つは、やっているまちおこし等々のものが、生衛業だけで活性化事業をやるのか、商店街なら商店街として捉えるのかということは、もう 1 つ別の論点としてあるのではないかと。そういう全体の中で、センターに対する県を通じた補助制度をどう評価していくのかということになるのではないかと思っております。

なお、この関係で全体国民の声を募集しているわけですが、この関係で非常に多くの声が寄せられました。ほかは 1 件もなかったのですが、この関係だけで 1,036 件ございました。

主な意見としては、衛生指導、経営相談、融資相談、税務相談など、ワンストップで対応する都道府県指導センターを残すべきであるということです。この指導センターと生衛業の各組合との良好な関係があり、蓄積もあるので、これに代わるような組織はあり得ないということです。保健所だけでは、衛生指導監視が対応困難であるので、それを補完しているセンターの役割は必要不可欠であるということ等々、基本的には同じような意見が多いのですが、1,036 件の国民からのご意見をいただいたという状況です。よろしくお願ひいたします。

○熊谷コーディネーター

それれはご議論をお願いいたします。

○岩瀬評価者

この事業の補助金をなくした場合に、利用者または消費者の利益擁護を図るに当たって多大な支障を来たと断定されているわけですが、具体的にどういう支障が来たされるのでしょうか。

○事業所管部局

消費者、利用者にとって、生衛業の健全化を通じて、衛生水準の確保を図っていくというのが非常に大きな役割です。都道府県センターにおきまして、融資のご相談や衛生の関係の相談をしているということで、それぞれお店の設備の改造とか、しっかり衛生水準を確保したお店を作っていくことをやっているわけですが、そういったことが難しくなる。

また、衛生関係についての新型インフルエンザとか感染症対策、国の施策についても全国センターを通じて都道府県センターに情報提供をし、そこからしっかり業者のほうに情報提供などをさせていただいております。そういった面などについてもそれぞれの業者のほうに届きにくくなって、結果として衛生水準のほうにいろいろな支障が生じてくるのではないかとということです。

○岩瀬評価者

いまおっしゃられた一般的な情報提供というのは、別に都道府県センターを通じなくても厚労省がホームページで提供すればいい話で、何でここがなくなると消費者に不利益が生じるのかというのは1つわからないのです。いまの説明でもわかりません。

もう1つ、この事業の内訳を見ますと、いわゆる経営指導員の相談がかなりの部分を占めていると思うのです。人件費のうちの7割ぐらいは経営指導員の給与に消えていると思うのです。その経営指導員がやっている相談件数というのは、栃木の場合で見ると、3名で157件ですから、1人当たり月ベースで4件程度なわけです。この相談で、これだけのお金をかけるというのは合理性に欠けているのではないかとと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○事業所管部局

まず第1点目のご質問ですが、消費者への情報提供というよりも、これは業者に対しては十分ではございませんで、それぞれ都道府県センターや、かなり業者の方はいろいろお仕事をされている状況にありますので、そういった中で情報を周知していくことについては、生衛組合を通じてやるとか、都道府県センターで講習会を開いたりとか、いろいろな形でしっかりやっていかなければ、なかなか浸透を図っていくことはできません。ただホームページを見てくださいということでは、これは本当にできないことではございません。なかなかパソコンを買えないようなお店の方も、零細ですとたくさんございますので、そういった方々はやはり都道府県センターの組合を通じて情報を流して、しっかり周知を図っていくことをしなければいけない。昨年新型インフルエンザのときなども、パンフレットをかなり刷りまして、情報提供をして浸透をさせていただいて、

生衛業としてお店のほうで対応できるようにするというなどを行っております。ホームページだけではちょっと難しい問題でございます。

栃木県の例で挙げておりますが、経営相談だけではなくて、組合の特相員に対する指導や講習をやったり、活性化事業などを行っているものもありますので、経営相談だけを行っているわけではなく、いろいろな事業を行っております。

栃木県の場合、実際の融資についてご相談をするということになると、1件でも1時間、2時間かかるような形になります。繰り返しやると相当時間がかかったりします。実際やるときには、衛生面がどうであるかということをご承知でない方がいらっしゃると思うので、衛生水準を確保するにはこういったことをすればいいのかなど、いろいろ教えてやっていくということですので、結構時間がかかったりいたします。そんな状況です。

○熊谷コーディネーター

結構時間がかかっているのは、例えば、栃木県だったらどのぐらいの時間がかかっているかというのはわかりますか。

○事業所管部局

栃木県の場合、我々が直接聞いているわけではございませんが、京都で行っている所でお伺いしますと、1回当たり1時間から2時間かかっていると伺っております。そういったところで1回、2回、3回来られたりといったようなものがしばしばあるということです。

○熊谷コーディネーター

しばしばあるのはわかるのですよ。大体、そういう話もお聞きするのですが、その辺りの状況をどのぐらい掴んでおられますかということです。

○事業所管部局

いま言ったのが、通例、いろいろな所で聞いた状況では、1回1時間から2時間は経営相談を受けて。

○熊谷コーディネーター

1件当たり何回とか。

○事業所管部局

そこまでのデータはございませんが、1回で終わるものもあれば、3回、4回というものもあると聞いております。そのほか、直接来られる以外にも電話でご相談に乗ったりすることもありますので、結構、手間暇をかけてやっていると思っております。

○熊谷コーディネーター

手間暇をかけていないと言っているのではなくて、手間暇がかかっていると思うので

すよ。だから、その辺りの事業の実施状況はどのぐらいわかりますかと。電話相談をしていると言うのだったら、電話相談はどのぐらいの件数があるとか、それぞれの相談員さんにどのぐらい時間がかかっているか聞いたら、1時間ぐらいと答えられたのではないかと思うのです。だとしたら、1件と1回の辺りの関係を出していただくとか、というふうに説明されたほうがわかりやすいと思うのです。

○事業所管部局

例えば、京都の例で恐縮ですが、ホームページを見て、飲食業の出店をしたいという方の例で伺っていますが、いちばん最初はこういった所でやったらいいとか、立地の場所がどうだとか、財務諸表とか。

○熊谷コーディネーター

それは聞いていない。

○事業所管部局

わかりました。先ほどの話は、3回ぐらい相談を受けております。そのあとまた電話での相談も4、5回受けてやっているということです。そういった形で手間暇をかけているということでございます。

○岩瀬評価者

それではどんなパンフレットを作っているのか、どんな内容のものがあるのかというのは、それだけ重要なものを作っているのであれば、当然ここに出しておくべきだったのではないかと思うのです。そういう資料が全然出ていないので、議論がなかなか深まらないということは、1つあるのかなと思います。

その相談事業以外に、いろいろな事業をやっているというのは読めばわかるわけです。金額ベースで見ると、経営指導員に占める人件費の割合がものすごく高いのです。これはほとんど県庁OBの人たちが行って、2、3年で替わっていくとなると、この数字だけを見ると、経営指導員の人たちを、天下りをした彼らを養うためにある程度このお金が出ているのではないかという評価も成り立つと思うのですが、その点はどうですか。

○事業所管部局

まず、パンフレットについてはお出ししていません。この中にいろいろございますので、もしあれでしたら回覧させていただきます。

○岩瀬評価者

そのパンフレットがパッと見た限りで、どれだけ内容的に、つまり厚労省がホームページで発信する情報と比べて、密度が濃くて意味があるのか、ということを説明していただけないか。

○事業所管部局

例えば、厚労省が出しておりますのは、一般的なインフルエンザ対策、新型インフルエンザ対策ですが、例えばこれで申しますと、生衛業の方に則した噛み砕いた形での新型インフルエンザにおける対応の仕方をパンフレットにまとめて、お店で対応できるようにさせていただいています。そういうふうに生衛業に特化した形での情報の集約化をしてやらせていただいております。

○岩瀬評価者

どこが特化しているのか、具体的に教えてもらえませんか。

○事業所管部局

回していただいて、見ていただければと思います。いろいろ各種ございます。県庁のOBの方については、この相談においては、衛生面について、やはり知識が必要ですので、そういう面で県庁の方たちで衛生関係をやっておられた方などが、そういう知識を活かして指導をしていただくということです。ただ、融資の面などについては、やはり金融機関でご経験のある方が必要ですので、そういった方も組み合わせてやらせていただいております。

人件費についても、補助単価はそれほど高いものではありませんので、そういう中でやらせていただいております。別にここは県庁のOBの方に限定してというものではありません。

○岩瀬評価者

経営指導員の1人当たりの給料はいくらですか。

○事業所管部局

本俸で申しますと、大体基準単価は25万円が月額です。あといろいろ賞与とか入れますと、地域によって違いますが、400万円から480万円程度になるかと思えます。

○岩瀬評価者

栃木の場合では、1人当たり月4件の相談件数というのは、給料が少し高過ぎませんか。

○事業所管部局

栃木につきましては、相談件数を挙げているのは。

○岩瀬評価者

東京でも1人当たりの月件数は20件ですよ。450万円ももらっているというのは、もらい過ぎではないかという気がするのですが。

○事業所管部局

東京都の場合は、実際に融資に結び付いた融資相談の件数だけを挙げておりまして、それ以外にも来られたものもいろいろございまして、その件数は十分カウントできていないのですが、東京都のやり方としてはそういうことでやらせていただいております。

相談の件数は、来ていただくのもございしますが、巡回をして回ったりするもの、地区で講習会を開いたりすることもさせていただいておりますので、必ずしも融資に結び付かないようなものもあります。

○岩瀬評価者

巡回は巡回で別に費用を出していますよね。

○事業所管部局

巡回は巡回に応ずる旅費とか、そういったようなものは出させていただいております。それと開催経費です。会場を借りたりすることなどです。

○岩瀬評価者

栃木の財務諸表で見ると、巡回指導だけで年間 490 万円出しているわけです。融資指導で 113 万円出していると。つまり、経営指導員以外にそういうお金も出してやっているわけです。経営指導員が、全部それを担っているわけではないのではないのでしょうか。

○事業所管部局

例えば巡回指導ですと、各組合にいらっしゃる経営相談員や特別相談員の方々にも入っていただいてやっております。それから、会場の借料等々、資料代、そういったものもありますので、それだけ費用はかかっております。それは特別、それだけに別にかかる形になっております。日常的な給与などについては、やはりそれ相応に出しておかなければならないものです。

○丸山評価者

いまの岩瀬委員の質問に関連しているのですが、結局、ほとんどがいわゆる経営指導員ということでお金が使われているわけですが、実態問題として、2、3 人の経営指導員で、非常に大事な衛生上の問題とか、対象が零細業者で非常に大きいということで、どのぐらいの効果が実際あるのか非常に不透明なのです。私は現場でこういうことをやっていたのですが、例えば、県レベルで言いますと、いわゆるサービス業に対する経営相談と雇用相談という形の相談員制度はたくさんあるのです。大体の場合が、国の補助が絡まっていて、それに応じていま言ったような給料の方がある特定分野の相談員と称して、こういう零細・中小のほうに相談をしているという実態を作っているわけです。実際のところ、相談員の制度というのはたくさんあるのですが、その辺を厚労省のほうで各県からヒアリングされて、似たようなものが、先ほど省内の仕分けのときに議論があったみたいですが、ワンストップで、ここにあるだけでもいいですが、生衛業者、衛生に関係する方で、これだけメニューが広いわけですから、相談員制度を抜本的に変えて

一本化して、ワンストップサービスにして、そこに資源を投入するという議論はされているのでしょうか。

いま言いました県レベルでもいいのですが、いわゆる厚労省関係だけでもいいですが、どのぐらい相談員、あるいはアドバイザーの制度があるのか、把握されているのでしょうか。

○事業所管部局

厚労省でどういう相談員があるのかというのは、福祉の関係とかいろいろあるのでしょうけれども、我々のほうではそういうのは違うものですので、特に把握はしておりません。ここの相談員、ワンストップとおっしゃいましたが、生衛業の業者の方々にとっては、ここはある意味でワンストップの相談ができる窓口になっております。特色としては、やはり経営面だけではなくて、保健所に届出を出したり、衛生水準が確保できているかといったことが、飲食業や理容業、美容業、クリーニングでは非常に重要な問題ですので、それを一体としてやるのが重要なので、ここの相談というのは、そういったところに大きな特色があるものです。

○丸山評価者

いまのは私からすると、お答えが論理のすれ違いだと思うのです。受益者からすると、相談は1つで経営問題なのです。そこに公的な資金を使いたいというものがあって、その中の1つが衛生問題なのです。ですから、衛生問題に関して相談がないとは私は思いませんが、受益者のほうから見ていちばん使いやすい、あるいはいちばん総合的な相談員、アドバイザー制度が必要であればですが、公的な資金を投入するものはどのぐらいあるのか。それを場合によってはメニューを改編して、総合化して、一本化して、それこそ使いやすいものにするために努力をされているのかどうかお聞きしたのです。それについては、されていないと判断しました。それでよろしいですか。

○事業所管部局

何でも一緒にすればいいというものでは必ずしもなくて、消費者の関係でのいろいろな相談であれば、国民生活センターなどでやっておられることでしょうし、まさに福祉に関係するものであれば、福祉事務所といった所でやると。それぞれ得意分野があってやっている所だと思います。

この制度は昭和55年度からできまして、生衛業の方々にとっては非常に頼りになる、ワンストップでいろいろな相談ができる相談窓口ということでできておまして、いろいろな情報も提供していただけることになりますので、そういう意味で非常に有効に活用されているので、何かいろいろなものをむやみに一緒にやればいいものではないと思いますし、厚労省の中でこれと同様の種類の相談の内容をやるというのは少なくともないと思っております。

○丸山評価者

私が言ったのは、むやみやたらに細かくしているのがおかしいと言っているわけです。

先ほど県の方々が多いということですが、県の方が衛生関係のことに知識が豊富で、経験があられるということですが、各県にそういうような知見がある人がそれだけしかいられないというお考えですか。各飲食業には、中堅であれば必ずそういう分野に非常に、それこそ実務的な県庁の中で働いていないで、現場で働いてきた方がいらっしゃるわけで、そういう方が登用されていないのは何か理由があるのでしょうか。これは慣習で県のOBの方がほとんど、あるいは弁護士の方が少し入っているということになっているのでしょうか。

○事業所管部局

お店の方というのは、まさに自分で営業されていますので、ここに常駐してやるということとはできない。営業されていますのでできません。ただ、お店をやっている方々は、それぞれノウハウを持っておられますので、特別相談員という形で各組合でそれぞれ任命しております。そういった方々にも協力をしていただいているというのが実情です。

給与の面でも、先ほど基本的には25万円というのが月額単価ですので、弁護士さんとか、そういった方にやっていただくのは難しいので、顧問になっていただいて、いろいろアドバイスをいただいたりしているということです。そういう中で、我々はできるだけ広いところから集めて、来ていただきたいというのは山々などところではございますが、現状としてはこういうことになっております。

○飛松評価者

先ほどから、ワンストップがかなりキーワードになっているような気がするのですが、例えば、ワンストップとおっしゃっているのは、政策金融公庫、あるいは保健所、商工会の経営相談ができる所に行くと、そこはキャパが足りないから、このセンターが必要だということに加えて、一元的な窓口であることが重要なんだということなののでしょうか。もしそうなのであれば、何で一元的でなければいけないのか教えていただきたいのですが。

○事業所管部局

もちろん公庫の窓口でも、融資の相談については、専門知識を持っておられますので、そこで対応ができれば、それでいい場合もあるのですが、ただ保健所届出とか、衛生水準の確保とか、衛生面の確保をしていかなければいけないというときには、そこで対応できないものもありますので、こちらに来て相談していただくということです。公庫の窓口からもセンターを紹介して、そこで相談をしていただくというのがあります。

商工会議所も経営指導をよくやっておられるのは承知しておりますので、そういったいい特色があると思います。こちらの特色としては、やはり、衛生面の問題についても一緒にご相談ができるというのが特色ではないかと考えております。

○飛松評価者

先ほどのお話の中で、例えば融資相談であるとか、経営相談が非常に多くを占めていると。そうであれば、例えば融資相談、経営相談が来れば、例えば商工会とか、あるい

は直接公庫に行くとか、ご紹介をする振り分け機能さえあれば、それでいいのではないかという気もするのです。あるいは融資の話と、衛生面の話がどこまで深く結び付いているのか。もしそれが不可分一体の相談になっている、ほとんどがそういうものなんですということであれば、やはりそういう機関が必要だというのは何となくわかるのですが、来てみて、これは衛生面の相談だとか、これは経営面の相談だとかいうふうに、多くは分かれるのではないかと思います。分かれるのであれば、別にそれらが一体的に相談できるから非常に大きなメリットがあるというのは、ちょっとよくわからないのですが。

○事業所管部局

振り分けというよりも、特にここの業の特色として、衛生水準を確保していく必要がありますので、衛生設備とか、お店をやるときに、わりと飲食店などは簡単に開けると思って来られる方もいらっしゃるようなのですが、保健所の手続とか、衛生面をクリアしなければいけないところがありますので、そういったところと一緒にやっていくというのがいいだろうということで、やらせていただいております。

いちばん多いのは、比較的公庫のほうなりからもご紹介があって来ているといったものもありますし、いきなりホームページを見て来られたりする場合があります。必ずしもここで融資のほうで公庫へ行ってくださいと言って振り分けたからといって、衛生設備の面などありますので、それでは片付かない場合があります。やはり、ここでしっかりご相談に乗ったほうが多いのではないかと思います。

○飛松評価者

もちろんそうなのですが、衛生面のお話というのも、別にこのセンターですべてが終わるわけではなくて、最終的には保健所へ行かなければいけないということは変わらないわけですね。

○事業所管部局

保健所は届出を出していただいたり、書類を出すということになりますので、そこが最終的に受け取るわけですが、それを作ったりする前の段階で、こちらでもいろいろサジェスションしたりして、どれだけ設備がいるかということで、融資のことを相談したりするというところでやっております。そういう意味で役割機能は大きいのかなと思っております。

○吉田評価者

少し具体的なお話をお聞きしたいのですが、生衛業というのは、11 頁に書いてあるように、17 業者、すし、めん類、中華料理、社交等々が入ってきているのですが、具体的な数字が出ている 14 頁の東京都の例でお伺いしたいのですが、972 件の営業相談がある。この営業相談というのが、おそらく右側の表で言うと、相談指導事業ということに当たって、融資指導もその中でもかなりの部分を占めていると思いますが、相談指導事業の中核だと思うのですが、この中でいちばん多いのが新規開業です。これが 856 件で、そ

の横に出ている数字 80.2 億円というのは、貸付希望金額なので、3 番目の融資指導とも関係してくるのだと思いますが、ともかくいちばん多いのは新規開業に関する相談だということです。まず、新規開業に来た方の業種、上の 17 業種のうち、どの業種がいちばん多かったのか。何割ぐらいあったのか教えてもらえますか。

○事業所管部局

いま手元にはございませんが、融資で来られるのは、飲食業がいちばん数として多い。そのあと理容業とか美容業になります。相当数が多いのは飲食業だと思います。

○吉田評価者

ということは、要するに新しく東京の状況はわかりませんが、レストランだとか、ラーメン屋さんだとかを開店する人たちがここにまず相談しに来るという理解でよろしいでしょうか。

○事業所管部局

いきなり来られる場合もございますが、日本政策公庫から紹介を受けて、こちらにいるいる相談に乗ってくださいと、衛生面について相談に乗ってくださいといった形で来るのが多いと伺っております。

○吉田評価者

先ほどワンストップと言いましたが、実際はそうではなくて、まず金融公庫に相談に行って、そこで融資を受けるための条件を聞いてきて、融資を受けるためには、衛生面で必要な設備を整えなければいけないので、その設備としてどういう設備が必要なのかを聞きに、ここに来るということでしょうか。

○事業所管部局

設備面などいろいろありますので、ある程度自分でおわかりのところがありますが、保健所への出し方とか、手続の仕方なりとか、そういったものをご相談になったりしております。こちらのほうでもそれぞれ飲食業なり、生衛業についてのノウハウを持っておりますので、これまでの経験に応じた形でご相談をさせていただいております。

東京都の場合は融資の相談しかカウントされておりませんが、衛生だけの相談とか、そういったようなものも実はありますが、そこは東京都の場合はカウントしていないと伺っております。

○吉田評価者

東京都の例で考えますと、新規開業で、しかも金融公庫を仲介にして、どのような設備が必要なのか、どこに届出をすればいいのかということのコンサルタント業をここがもしやっているとすれば、それは非常に遠い距離はありますが、衛生面に関係しているとは言いますが、それは開業する人たちの自己負担で行うのが当然の事業ではないかと思えます。

例えば、お医者さんが病院を辞められて、新しくクリニックを開業するときは、これは地域の医療にとって重要なことですが、自分でお金を出してコンサルタントを雇って、財務諸表の作り方、どこに開業するとどういふ競争相手がいて、どれぐらいのお客さんが見込めるかというのは、すべてコンサルタントに依頼して、自分の負担で行っているわけです。

一方で、お医者さんがクリニックを作る場合には、もちろん融資はいろいろな所から受けられますが、こういう公的なコンサルタント業がなくて、一方、飲食店が新規開業する場合には、こういうコンサルタントのサービスを受けられるというのは、明らかにバランスを間違っているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○事業所管部局

この生衛業については、お店を開いていただいて、営業をされるときに衛生水準を確保していくということが非常に重要ですので、そういう意味で実際にやる前に、そういったことも十分わかかっていただいて、お店を開いていただくことが重要ですので、こういった相談に乗るのが重要だと思います。

医師と違うのは、この業者というのは本当は零細でやっている所が多いわけですので、それほど資金もあつたりしないようなところで、いろいろお店を開いたり、料理の腕を持ったりしていますが、そういう資金は十分ないような方が少額のお金を出して開業しようという方々なので、なかなか民間のコンサルタントでやっていただいてというのは難しいようなものが多いと思います。もしそういう形で自分でやれるような方が、お金をたくさん出してやられるような方は、もちろんそのような所へ行かれるかもしれませんが、我々は零細の方でもやれるような、ご相談に乗れるようにしているというものです。

○福嶋評価者

冒頭にあった 1,036 件の意見が来たというのは、果たして一般的な市民の方からの意見なのか、それとも生衛業を利用されているお客さんの意見なのか、それとも生衛業の業者の方なのか、それとも経営指導員から来ているのか、その辺を聞きたいところですが、それは時間があつたら聞きたいのですが。

少なくとも、一般的な国民、利用者の立場で、やはりそれはいちばん関心があるのは衛生面だと思います。これはきっちりしてほしいと思います。

例えば、資料 25 頁、参考、東京都の飲食店で食中毒事件が 96 件で、このうち組合員が 2 件だったという資料になっています。これは何を言おうとして出された資料なのか。この資料から何を讀み取れということをおっしゃりたいのでしょうか。センターは組合員に限らず、広くアドバイスをしていますよ、指導をしていますよということを強調されているわけですね。しかし、実際には組合員に偏っていますよと。食中毒を起こしているのが、組合員外がほとんどだということになると、センターが結局は組合員にしかやっていないということ、この資料で讀み取ればいいのか。それとも、本当に組合員外にも同じように指導していたら、あんまりセンターというのは役に立ってなくて、実際に衛生面で効果的な取組みをやっているのは組合が自分でやっているところに効果

が出ていて、あまりセンターは役に立っていないと、この資料を読むのか。皆さんはこの資料、何を読み取ろうとして出されているのでしょうか。

○事業所管部局

この資料につきましては、先般の全国の指導センターにおきまして、組合員と非組合員のほうでの衛生水準への取組みはどうなっているかという、食中毒とか、そういったところで、どういう差があるかといったご質問もございましたので、我々としても調べさせていただいたものです。そういうこともございまして出させていただきました。

1 つは組合のほうでやっているというのは、都道府県のセンターから各組合のほうにも情報提供をさせていただいております、そこから組合員のほうに情報提供をして、しっかり衛生水準を確保するような取組みをされておられますので、より一層衛生面への取組みができていっているのかなということもありまして、出させていただいております。都道府県センターは、もちろん非組合員の方々にもしっかり情報提供をしなければいけないのですが、よりその組合のほうを通じてしっかりできているということで出させていただいております。

○福嶋評価者

依然としてどっちなのか。いまのお答えはよくわからないのですが、センターがアドバイス、サポートしているのが、実際には組合員に偏っているという結果が、これなのか。それともセンターがやっていることより、組合が自主的にやっているほうが効果があって、こういう結果になっているのか、どちらなのか。

○事業所管部局

両方、組合でそれぞれ取り組まれておりますが、組合が各県単位でやるときには、都道府県の指導センターからいろいろ情報を流してやっていますので、都道府県センターから情報提供しておりますが、組合が間に入って一緒にやってくるとより効果が上がっているということです。

また、都道府県センターの相談指導は、融資相談については、組合に入っていない方がこちらのほうに相談に来ておきまして、組合に入っている方はそのまま組合の中で情報をいただきますので、そのまま公庫の窓口に行ったりしている場合が多いということで承知しております。

○福嶋評価者

これは食中毒の話なのですが、やはり組合の自主的な取組みのほうで圧倒的に効果を上げていると読めるのではないですか。違いますか。

○事業所管部局

そういうことではありませんで、都道府県センターが組合にも情報提供をして、一緒にやっているということでより大きな効果を上げているということだと思います。そういうことで出させていただいております。まだ非組合員の方々に対するいろいろな情報

提供なり、そういったことはまだまだもちろんご指摘あるように、いろいろな形で取り組まなければいけないということですが、全体として見ると、それほどひどい状況にはならないようになっているというのが、その前の頁で出させていただいているものです。

○福嶋評価者

まちおこし推進事業は、18 頁で内容を見ると、地域の特性を活かしたまちづくりのあり方についての検討、消費者の意識調査、商店街の活性化を図るための啓発というようなことは、これは全く完全に自治体の事業であって、国がなぜこんなものにお金を出しているのかということが疑問に思えるのですが。栃木の例で、15 頁、まちおこし推進事業となると、理容・美容・クリーニング・社交飲食などの各業種による実演などの生衛業への理解を深めるために啓発事業を実施というのは、具体的に何をどんな事業をやられているのでしょうか。

○事業所管部局

例えば、クリーニングですとアイロンをかけたりする実演をやってみたりとか、そういったようなことになります。カットや毛髪診断の実演などをやったりとか、飲食店ですと、実際お店で売っているものの販売をやったりしています。これは生衛業についてこういうことをやっているということを知っていただいて、地域の方に我々の業をよくご理解いただくということで、お客さんにも来ていただけるようにするということです。それと併せて、そのまちも活性化が図られるようにしていくということでやっているわけです。生衛業の経営の健全化を図っていくという観点から、この指導センターなりの目標、目的の趣旨にかなっているものであろうかと思っております。

○福嶋評価者

個々のお店が、個々にやられているというのではなくて、イベントとして、地域おこしのお祭りか何かをやって、生衛業の方がみんなで自分のやっていることを PR されたという意味ですか。

○事業所管部局

左様でございます。

○福嶋評価者

それは生衛業のそれこそ組合の皆さんの自主的な取組みであったり、仮に税金から支援をすとしても、それは自治体の仕事ではないですか。やっているのはセンターが支援したということなのですが、国から税金を使って補助をするような内容なのでしょうか。

○事業所管部局

自治体でいろいろやられているというのは、全体を巻き込んだ大規模なものができるかと思いますが、これはあくまで生衛業に限った形での啓発指導ということで、趣旨と

いうことでやらせていただいています。特に必要性があると、生衛業の経営の健全化に必要性があるということでご判断しているような都道府県のところにおいて、こういう形でやらせていただいております。これは全部一律にやれということ、国のほうで言っているわけではございません。

○福嶋評価者

最後にしますが、零細の小さな店や小さな事業所というのは、地域に生衛業以外にたくさんあるわけですよ。そういう所は自分たちの努力だったり自治体との連携でやられているわけですよ。なぜ、ここだけに国の税金が入るのか。衛生面でとかという限定ならまだ理屈としてわかるのですが、こういう一般的な自分たちの店を振興していく、業界を振興していくというものに、なぜほかの業種とは区別されるのでしょうか。

○事業所管部局

このいろいろ小さな業種はありますが、それぞれいろいろな業種ごとにまた団体をつくったりといったことも、もちろんあるかとは思いますが、我々の業界としては衛生水準を守っていくというのがあり、食品衛生法・理容師法・美容師法・クリーニング師法などあり、そういう衛生水準を守っていくのが重要なものですので、それを国としても後押しをしていくと。それがひいては利用者や消費者の方々にとっても、いいことになるということであろうということであり、そういう趣旨で我々としてやらせていただいているところです。

○古座野評価者

この相談事業や活性化促進事業というのは、47 都道府県自らはやっておられないのか、保健所はやってないのか、それから、まちおこし事業も 47 都道府県の県庁なり保健所なりはやってないのか、その辺を教えてください。

○事業所管部局

保健所自体でこういうまちおこし事業みたいなのは、たぶんやってないのではないかと思います。ただ、都道府県ではもちろんいろいろ地域の振興ということで、観光振興とか、商店街の活性化みたいな形で商店街全体を活性化していく事業ということで、いろいろなお取組みはされているだろうとは思いますが。

○古座野評価者

ということは、都道府県のセンターがやっている仕事は都道府県なり保健所はやっていませんと、こういう理解でいいのでしょうか。

○事業所管部局

ものによって、いま多少ダブったりするところはあるかもしれませんが、ここでやっている事業は、都道府県やほかの所ではやってないものをここでやる形にしていると思います。もちろん、一部重複するところはあるかもしれませんが、ほぼ大体ここでやら

せていただいているということになります。

○古座野評価者

いま 1 点だけです。この改革案の中に中間報告がありましたよと。「活性化事業の執行状況のニーズを踏まえ改廃または追加をします、見直しをしていきます」と、こういう言い方になっているのですが、最終報告はいつ出るのか、改廃または追加というのは内容は具体的にどのようなことか。すごく件数が少ないまちおこし事業とかいろいろありますが、そういうところがやめたり、また新しいものを追加したり、そういう内容について教えてください。

○事業所管部局

改廃については、昨年、やったところでは、消費者や利用者に対する苦情処理の相談の体制がまだいまひとつ弱いということですので、平成 22 年度はそれを新しくやらせていただいています。これまでも、例えば健康・入浴モデル事業についてはだいぶやってきましたので、事業を講習会だけにする形で縮小させていただいたりしています。今後、ご指摘なりも踏まえて我々としても見直しはしていく必要はあるだろうと思っています。

最終報告はどうかということですが、先般の全国センターについてはいろいろご指摘もいただいていますので、そういったことも併せて都道府県センターの事業のあり方なども併せて検討して、それで最終報告をまとめる形でしていったらどうか、と我々事務方としては考えています。

○熊谷コーディネーター

そろそろシートのご提出をお願いします。私も評価しなくてはいけないので、1 点お聞かせいただきたいのですが、公庫の貸付、低利融資をするために国費がどのぐらい投入されているかを教えてください。

○事業所管部局

公庫は基準金利から特利、少し低利にしており、その政策利率ということで少し利率を下げています。ここの利率を下げている分を補填するということでの給付金として、平成 22 年度は 12 億円を予算計上しています。

○熊谷コーディネーター

14 頁の東京都の資料、ここに実際に貸付した件数でこのように書いてあるのですが、この相談センターを利用しないで貸付を受けた件数はわかりますか。

○事業所管部局

相談センターを受けないでやったものはわかりませんが、恐縮ですが 17 頁を見ていただきますと、相談センターを受けて確実にやったものは、大体、平成 20 年度の数字で 2,000 件程度でして、この他にも相談をして、やったものもあるかと思しますので、そ

の 1 万 2,000 件はより下回る数だと思います。その数はわかりませんが、そのようなところだと思います。

○熊谷コーディネーター

それをなぜ聞いたかというのは、16 頁に出ている融資の相談件数 2 万 1,000 件に比べて、実際、融資につながった件数として把握しているものは 2,000 件弱と、本当にこの数字だとするとあまりにも少ない。だから、例えばここに東京都の数字が具体的に出いたので、もしわかればというふうにお伺いしたのです。これが本当に 17 頁の数字の状況だとするならば、果たしてここで相談をしていることの意味はどれだけあるのか、甚だ疑問だと言わざるを得なくなってしまうわけです、実際に相談をされている利用率がわからないわけですからね。

例えば、これが大幅に多くて、半分だったとしても、半分はこの相談センターの融資相談などを受けなくても、公庫に行ったら実際に借りられるという状況にあるとすると、果たしてこの相談がどこまで必要か、先ほど来ワンストップだから必要だ、零細でなかなか大変な方たちが多からこういうのが必要だということを言っておられますが、それが果たして本当にどうかは、こういう 17 頁のようなデータで示されていることからはうかがえないのです。その皆さんの思いにあるところと、こういう実際に把握できている状況との間を、どうお考えかお聞かせいただけますか。

○事業所管部局

融資の相談に来られて、十分な形になっているもの、事業融資に十分つながらないものもあります。実際、都道府県のセンターから仲介していったとしても、公庫で審査を受けて、返済とかも難しいということであると貸してもらえませんので、ここで融資につながったものを挙げていますが、これ以外にも相談をして申請をしたものは、個々に申請をしたものはありますが。

○熊谷コーディネーター

いや、相談の中で添付する書類としてどうかとか、中身の精査とかということを具体的にやっておられる相談員は、実際に融資に至ったものは本来の相談として把握されると思うのです。相談の中にもいろいろレベルがあって、「どこに行ったらいいですか」というのも相談かもしれないし、具体的に何をどうしたらいいですかとたまたまルーティンを聞くだけでも相談かもしれないし、実際に自分が店を開くときのさまざまな状況とか、自分の資産状況とか、受けられる支援の状況とかを含めて持って行って相談するのも相談だし、相談の中身が問われるわけです。

ここの数字を見ると、何となくの相談が多い気がするわけです。私がある「気がする」というところと実際に違うというところを具体的に説明いただかないと、これは厳しく評価せざるを得なくなるわけです。実際の相談はいったい何か。「どこに行ったらいいですか」の相談か、具体的に個々に新規に開業したり、あるいは自分の店を改築したりする費用か、衛生面で補強するための費用ということで公庫からの融資を受けるという話になっているのか。この融資のことだけを取ってもこういう状況だとすると、ほ

かの衛生相談とかもいったいどういう中身の相談か、ということがますます問われることだと思うのです。先ほど来大事だ、大事だということはわかるし、零細の方が多くて、そこを周知徹底するご苦勞をされているのはわかるのだけれども、だからといってこの状況がいいとは、いただいているこの資料の中からはうかがえないのです。そこをどう説明されるのですか。

○事業所管部局

17 頁の数値で申しますと、これは最終的に結びついた件数であるので、融資の相談にあるのは、1 件であっても複数回来ているものをカウントしているものもありますので、数としては相談の件数、それ 1 件でも数回は来ているものもあると思います。

○熊谷コーディネーター

相談したけれども駄目だった件数は。

○事業所管部局

駄目だった件数は。

○熊谷コーディネーター

わかるのです。私も相談いただいて行くと大体駄目なことが多いから、必ずしもいい事例ばかりでないというのはわかるのですが、駄目な件数はわかりますか。

○事業所管部局

大体、統計センターに聞いた場合では、融資に結びつかないものは 6 割ぐらいだということで、4 割ぐらいは融資に結びついているということですので、ここの数はこれより 2 倍以上、相談自体は、実際に融資の申請まで至ったものとしてはこの倍以上はあります。

○熊谷コーディネーター

そこは大事なところで、融旨に至らなかったケースがいったいどういう中身で、例えば新規開業するのにこの資力では無理ですという判断か、あるいは店の状況はこういう経営内容では駄目だとか、具体的にこういう改善が必要だとかいうことが示されて、そこに対する経営指導を行っている。それによってこういう経営改善が図られているとか、こういうところで衛生指導改善につながっているのですとか、事例ではなくて、マクロの数字の中でお話をいただかないと、そこがたぶんいちばん大事なところで、実際に融旨に結びついた件数よりも。その指導をしているという話ならわかるけれども、これは融資が駄目でしたと終わってしまっているのかどうかとか、ここは指導センターなのだから、そこまでやっているのかどうかとかいうことは把握されていますか。

○事業所管部局

融資が駄目だった場合について、結果については、公庫の側からセンターにフィード

バックした情報をなかなかいただけないので、事後のフォローはなかなか難しいのが実情になります。

○熊谷コーディネーター

それは相談者から聞くのですよ、公庫に指導しているのではないから。

○事業所管部局

例えば融資を受ける際の特別な品目等もありますので、それが正当に使われたかどうかといったところも含めて、融資後は実際にその場に行って確認を取ったりとか、あとのフォローアップというか経営指導についてもさせていただいてはいます。

先ほどの融資につながらない部分については、生衛業者の方については、資金計画とかそういったところが詳しくないものですから、そういったところを含めて計画の立て方とか、衛生面の指導を含めて相談をしていますが、中には自己資金ゼロであったり、その時点で融資が難しいといったところについては、指導センターで状況を説明して思いとどまらせるといったところも状況としてはあります。

○丸山評価者

1つだけ伺いたいのですが、これは非常に政策目標が大きいですよね、経営の健全化とか、衛生水準の向上と。その辺に非常に薄い5億円程度の公金投入ということで、比較的金額が少ないということだと思うのです。ですから、判断基準としては有効なのかと、あるいはこうやって薄く補助金を出すやり方自体が焦点がきちんと絞れているのかどうか、ということが判断の基準の1つになっていると思います。

先ほどのまちおこしですが、例えばまちおこしに関しては、都道府県あるいは市町村等でこれはさまざまなプログラムがあります。NPO等もやっています。理容などでも、寝たきりの人用に理容サービスができる新しい事業とか、クリーニングでも、コインランドリーで新しいお金の収集の仕方を編み出して新しくまちおこし、つまり雇用と消費の拡大に努めた事業があります。ですから逆にいうと、ここの事業でまちおこしをしなくても、そのような制度を使ってやっている事業もたくさん地方にありますし、それこそ現場密着型で地方あるいは基礎自治体に任せるというほうが、明らかに適当だと私は思います。そういう意味でこの事業全体の信憑性というのですか、資料の作り方も含めて5億円をこのように分散的にやる。いちばん大事なところは衛生だが、衛生に焦点を絞っているわけではない、ということについて非常に疑問を思います。コメントです。

○熊谷コーディネーター

よろしいですか。集計の報告を私からします。生活衛生営業指導費補助金については、実施状況の把握水準については、「妥当」とされた方が2名、「不十分」とされた方が6名でした。指摘の内容としては、「抽象的な説明が多い」「具体的な数字で出されているものもあるけれども、その中身を問うとわからない部分が多い」「指導員の業務の多忙度や内訳、相談内容の実態について、どこまで把握をされているのかがわからない」というところがありました。

見直しの余地についてですが、8名の評価者全員が「改革案では不十分。更なる見直しを」ということです。そのうち「直ちに廃止」とされた方が3名、「一定期間経過後に廃止」とされた方が2名、「地方公共団体の判断に任せる」とされた方が1名、「地方および民間の判断に任せる」とされた方が1名、「事業は継続するが、更なる見直しが必要」という方が1名でした。

コメントの内容は、「活性化事業については即時に廃止」と指摘をされている方が多数いらっしゃいます。相談指導の内容についても、「制度ができて以来、漫然とやってきているのではないか」「国・財団法人・一般的な指導というような構図の典型的な事業である」「その指導に当たられている都道府県のセンターの人員が都道府県のOBが多いという実態、果たしてそれが本当に専門的な知見を持った指導員としてふさわしい方かどうかについても見なくてはいけないのではないか」というご指摘が多々ありました。

この皆さんのコメントもお伺いをした上で、この場の結論としては「廃止」という結論で終わりたいと思います。ただ、この場合、コメントでいただいていますこれは、それぞれのセンターの事業に対する補助金でありますので、補助金の部分については「廃止」、今後の相談事業等の実施については「個々のセンターのご判断に委ねるのが適当ではないか」ということは付け加えたいと思います。この場の取りまとめとしては以上として、最終的なコメントを長浜副大臣から頂戴します。

○厚生労働副大臣

いまのコメントーターの方にご解説をいただいたように、今回の行政事業レビューの対象が、生活衛生営業指導費補助金というものに対しての事業のレビューをいただいたところでございます。確かに説明当局での実態把握とより具体的な説明がまだ足りないという部分に関しても、私自身も認識をしているところでございます。

お話にありましたように、この補助金のベースになっているのは、そもそもが生活衛生という部分をどこに求めるのかということの議論が出ていたようではありますが、今日、ご議論いただいた補助金のベースになっているのは、都道府県生活衛生営業指導センターを生衛法に規定しているというところが根拠になって、その翌年、昭和54年に規定をして、昭和55年の時点で補助金というスキームを導入しているわけであります。

では、生衛法は何かというと、昭和32年の時点で「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」ということで、いわゆる業法、業に関しての法律ができています。この法律の特徴は、私ども厚労省といいますか、内閣から提出している法案ではなくて、議員立法によってなされて、しかも昭和55年時のこの補助金を制定したときも、議員立法によってなされているという特徴があるところでございます。

ですから、さまざま今日の仕分け人の皆様からいただいた意見と、先ほどこちらの説明者からさまざまな意見が来ているということもありました。議員にとっても議員立法で作られた法律に基づくものでありますので、それぞれ地域の中において、特に福岡さんでしたか、なぜ17業種、この業種に限ってということとは、まさにダイレクトな答えからすると、この法律がそういう形で設定されている業種指定をしているという形になっているわけでございますので、今日いただいたさまざまな意見を参考にしながら、私ども政務三役で、今日、大臣も参加されておりますが、検討させていただきたいと思って

おります。どうもありがとうございました。

○熊谷コーディネーター

1点だけ、コメントで補足するのを忘れていました。5月の公益法人仕分けでも、生衛業のところの振興助成費等補助金について、厳しいご指摘もあって判断が一応ありました。その中で生衛業に対する支援のあり方については、国がすべきこと、都道府県を含め地方自治体がすべきこと、業界団体としてすべきこと、また個々の事業者がすべきことを厳密に精査した上で、全体のスキームを立て直すべきだというご判断がありました。そのことを重ねて触れられているコメントもありましたので、是非、そういったところの観点から見直しを行っていただきたい、ということは補足をしたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。